

滄水会 通常総会

1. 開会のあいさつ
2. 議長、書記、選挙管理委員選出
3. 会長あいさつ
4. 資格審査（選挙管理委員）
5. 議案審議
 - 第 1 号議案 事業報告
 - 第 2 号議案 決算報告
 - 第 3 号議案 監査報告
 - 第 4 号議案 会則改正（案）
 - 第 5 号議案 事業方針（案）
 - 第 6 号議案 予算（案）
 - 第 7 号議案 役員改選
6. 議長、書記、選挙管理委員解散
7. 新会長あいさつ
8. 閉会のあいさつ

滄水会/SOUSUIKAI

1. 事業報告

第1号議案 事業報告

【総務関係】

1. 新入生および卒業生の終身会費の入金等の銀行口座の管理など運営費の管理を行いました。
2. 滄水会賞に関する審査会等の運営を行いました。
3. 職業能力開発総合大学校卒業生功労賞の推薦を行いました。
4. 理事会および部門調整会議の運営を行いました。
5. 令和2年の通常総会の運営などを行っています。

【組織関係】

1. 滄水会の会員名簿の発行に際して、今期3年間の後半に「滄水会連絡員を活用した連絡先不明者を減らす活動」に取り組んでいます。会員の連絡先不明者が約3500名で、会員数(10,028名)の4割近くに達しております。会員名簿の発行時には、これを3割に近づけるべく、この活動が続けてまいります。

【名簿管理関係】

1. 会員情報の管理：平成29～31年度(令和元年度)卒業生の住所調査、全卒業生へ住所を記入お願いして回収を行うとともに、廣済堂へ卒業生からの回収データを送付して更新いたしました。
2. 会員情報の質向上：廣済堂から平成29～31年度(令和元年度)の不明者リストを送付してもらい、理事を中心に不明者リストの更新情報を収集しました。廣済堂へ収集データを送付して更新を行い、滄水会ニュースの送付へ反映させました。

【企画関係】

1. 平成30年4月4日(水)職業能力開発総合大学校およびブリヂストンクラブ小平において職業能力開発総合大学校功労賞授与式および記念祝賀会を開催しました。
2. 平成30年10月19日(金)ブリヂストンクラブ小平において、滄水会の集い2018を開催しました。
3. 令和元年11月6日(水) Farm to table De salita (ファームトゥーテーブルデサリタ)において、卒業後5年目となる長期課程最後の卒業生を主にOB会を開催しました。

【広報関係】

1. 滄水会HPの立ち上げ、日々のメンテナンス、新機能の追加を行いました。
2. ニュースの発行(年1回)を行いました。

【国際関係】

1. 留学生(在校生・卒業生)のメーリングリストの管理と拡充を行いました。
2. 職業大に在籍している留学生の方について情報交換と連絡員の依頼を行いました。

2. 決算報告

収支決算報告				
【収入の部】				
2017年10月1日～2020年9月30日 (単位:円)				
項目	決算額(イ)	予算額(ロ)	増減(イ-ロ)	備 考
終身会費	2,166,073	2,050,000	116,073	平成29～令和元年度卒業生終身会費、前受金利息、卒業生終身会費
維持寄付(会員より)	208,551	500,000	-291,449	
滄水会名簿代金	0	4,200,000	-4,200,000	発行が次期ヘシフト(預り金 140万円)
雑費	76,310	4,539	71,771	利息
前期からの繰越	15,002,743	15,002,743	0	前受け金と基金以外の積算
合計	17,453,677	21,757,282	-4,303,605	
【支出の部】				
項目	決算額(ハ)	予算額(ニ)	増減(ニ-ハ)	備 考
総会費	433,308	500,000	66,692	2017年 アラスカ日本プレスセンター店開催 講演者費用費用等
会員データベース更新・管理費	388,800	600,000	211,200	会員データの修正、新規会員の登録等(200,000×3年間)
新入生入会案内	62,100	100,000	37,900	平成30年度新入生～令和2年度新入生用振込用紙及び封筒作成費用
滄水会ニュース	1,021,829	3,000,000	1,978,171	滄水会ニュース(28号～30号)印刷代及び送付代(総会案内を含む)
滄水会賞費	1,054,993	1,000,000	-54,993	審査委員会等
事務費	50,682	400,000	349,318	事務用品、事務補助費等
通信費	12,205	150,000	137,795	郵便料金
会議費	18,000	100,000	82,000	理事会等
部門活動費	0	200,000	200,000	講演費用
ホームページ管理費	122,479	180,000	57,521	平成29年～令和2年度ホームページ維持費用
滄水会名簿発行費	440,525	4,200,000	3,759,475	
雑費	340,127	200,000	-140,127	慶弔費、口座徴収料負担等、振込手数料、学園祭寄付、永守氏表彰披露寄付、名簿送付代金
合計	3,945,048	10,630,000	6,684,952	
次期繰越	13,508,629			収入合計-支出合計
【特別会計 滄水会基金】				
【収入の部】				
項目	決算額(ホ)	予算額(ヘ)	増減(ホ-ヘ)	備 考
前期からの繰越	14,119,531	14,112,017	7,514	前期より定期預金のため解約せず
雑費	3,432	10,000	-6,568	受取利息
合計	14,122,963	14,122,017	946	
【支出の部】				
項目	決算額(ト)	予算額(チ)	増減(チ-ト)	備 考
支出	0	0	0	
合計	0	0	0	
次期繰越	14,122,963			収入合計-支出合計

3. 監査報告

会計監査報告

滄水会

会長 小路 幸市郎 殿

滄水会会則第13条の4に基づき平成29年10月1日~令和2年10月1日の期間の会計全般について監査した結果、各項目について適切に事務処理されていることを認めましたので報告いたします。

令和2年9月30日

滄水会

会計監査 後藤 亜友美 

会計監査報告

滄水会

会長 小路 幸市郎 殿

滄水会会則第 13 条の 4 に基づき平成 29 年 10 月 1 日~令和 2 年 10 月 1 日の期間の会計全般について
監査した結果、各項目について適切に事務処理されていることを認めましたので報告いたします。

令和 2 年 9 月 30 日

滄水会

会計監査

吉田 陽子



4. 会則改正（案）

滄水会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、滄水会という。

第 2 条 本会は、事務所を職業能力開発総合大学校（東京都小平市小川西町 2-32-1）内に置く。

第 3 条 本会は、理事会の議決を経て支部を置くことができる。

第 2 章 目的および事業

第 4 条 本会は、会員相互の親睦と誘致を図ることをもって目的とする。

第 5 条 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報および会員名簿の発行
- (2) 図書および雑誌の発行
- (3) 講演会および講習会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第 6 条 第 5 条に定める事業を行うため必要とするときは、本会に特別な機関を置くことができる。

第 3 章 会員

第 7 条 本会会員は、正会員、特別会員および客員とする。

第 8 条 正会員は、職業能力開発総合大学校長長期課程または総合課程を卒業した者および研究課程または長期養成課程のうち職業能力開発研究学域を修了した者とする。

2.正会員は、別に定めるところにより会費を納めることとする。

第 9 条 特別会員は、本会の目的に賛同し、理事会によって推薦を受けた者とする。

第 10 条 客員は、職業能力開発総合大学校の教職員で、本会の目的に賛同する者とする。

第 4 章 役員

第 11 条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計監事 2 名

＜改正後＞

第 11 条 (2) 副会長 若干名

＜改正理由＞ 副会長の定員増減を容易にすることで、同窓会業務の多様化に柔軟に対応するため。

第 12 条 会長、副会長、理事、および会計監事は、正会員の中より総会において選出する。

2.役員任期は 3 年とし、ただし再任を妨げない。

3.役員に欠員を生じた場合には、理事会においてこれを選出し、その任期は残存期間とする。

4.役員は、任期が終わっても、後任者ができるまで、その職務を続けなければならない。

第 13 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2.副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3.事務局長は、会長および副会長を補佐し、会務を処理する。

4.理事は、会務を処理する。

5.会計監事は、会計事務の監査に当たる。

＜追加＞

第 13 条 6.会長は、新規の事業を行う時に限り、役員の中から新たに副会長を指名することができる。

＜追加理由＞ 同窓会業務の多様化へ円滑に対応できるように備えるため。

第 14 条 理事の職務を補佐するため、顧問を置くことができる。

2.顧問は、正会員の中から会長が指名する者をもってあてる。

第 5 章 会議

第 15 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2.通常総会は、3 年に 1 回これを開くものとする。

3.臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、また会員 100 名以上から審議事項を添えて請求があったとき、これを開くものとする。

第 16 条 総会は、開催日の 3 週間前に議案、日時、場所を公示し会長がこれを召集する。

2.総会の議長および副議長は、正会員の中より互選する。書記は、議長が指名する。

第 17 条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 会則、その他の諸規則の制定および変更

(2) 事業報告および収支決算の承認

(3) 事業計画および収支予算の議決

(4) 財産の管理および処分

(5) 会長、副会長、理事、会計監事の選出

(6) その他本会に関する重要事項

第 18 条 総会は、正会員の 1/15 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、書面をもって他の出席者に委任した者は出席者とみなす。

＜改正後＞

第 18 条 正会員の 1/20 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

ただし、書面等をもって他の出席者に委任した者は出席者とみなす。

＜改正理由＞ 今後の会員数の増加に備えるため。

第 19 条 理事会は、会長、副会長、理事をもってこれを構成する。

第 20 条 理事会は、会長が召集し、その会議の議長となる。

2.理事会は、前項に規程する構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ審議することができない。

第 21 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の議決した事項の執行
- (2) 総会の提出する議案の作成
- (3) 特別会員の推薦
- (4) 支部の設置および廃止の決定
- (5) 会員および資産帳簿の整備
- (6) 諸内規の制定
- (7) その他本会の運営に関する事項

第 22 条 本会の会議の議事は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 章 資産および会計

第 23 条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 本会の別紙目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業にともなう収入
- (4) 資産から生ずる収益
- (5) 寄付金
- (6) その他

第 24 条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

第 25 条 本会の会計年度は、10 月 1 日から始まり 3 年後の 9 月 30 日をもって終わるものとする。

第 7 章 支部

第 26 条 支部は、地域別、学科別等会員の分布状態および集合の便に応じて組織するものとする。

第 27 条 支部は、第 2 章に定める目的および事業に準じた活動を行うものとする。

第 28 条 支部には、支部長および支部役員を置く。支部長は、支部活動を推進するとともに、本部、支部の連絡にあたる。

第 29 条 支部の会計は、すべて支部の責任とする。

第 8 章 会則変更

第 30 条 本会則を改廃するときは、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 9 章 解散

第 31 条 本会を解散するときは、正会員の過半数の同意を得なければならない。

第 32 条 本会解散の場合における残余財産の処分は、総会の議決するところによる。

第10章 補則

第33条 会員は、次の帳簿を閲覧することができる。

- (1) 財産目録
- (2) 会計帳簿
- (3) 総会および理事会の議事録
- (4) 会員名簿

附則

本会則は、昭和43年9月16日より施行する。

昭和48年11月18日一部改正

昭和51年11月13日一部改正

昭和59年10月25日一部改正

平成2年11月17日一部改正

平成5年10月30日一部改正

平成11年10月30日一部改正

平成20年11月22日一部改正

平成23年9月10日一部改正

平成26年10月18日一部改正

平成29年10月14日一部改正

<追加>

附則

令和2年10月17日一部改正

◇会費に

関する細則

第1条 本会の会則第8条に規程する会費は、終身会費20,000円とし入会時に納入する。

これまでに終身会費10,000円を納入している満60歳以上の正会員は、追加の終身会費10,000円を納入する。

◇選挙に関する細則

第1条 本会の会長、副会長、理事および会計監事の選挙は、この細則によって行う。

第2条 前項の選挙に関する一切の事務は、選挙のつど選挙管理委員会を設けて行う。

2.選挙管理委員会は、理事会において委嘱する。

3.選挙管理委員会は、委員の互選で選挙管理委員長を定める。

第3条 選挙は直接無記名投票によって行う。

第4条 選挙は、役員定数の連記とし、投票数の多い者を当選とする、但し、立候補者が定数を超えない場合は信任投票とする。

第5条 選挙の結果、同点の場合は入会順に、同時入会の者は年齢順によって当選を決める。

第 6 条 選挙管理委員長は、総会開催 30 日前までに役員選挙に必要な事項を公示しなければならない。

第 7 条 役員に立候補しようとする者は、書面により総会の 10 日前までに選挙管理委員長まで届出なければならない。

◇寄付行為に関する細則

第 1 条 この細則は、次に掲げる寄付行為について定める。

- (1) 同窓会の維持発展を目的とした寄付行為
- (2) 記念事業にかかる寄付行為
- (3) その他の寄付行為

第 2 条 会の維持発展を目的とした寄付は、正会員に募集することとする。

2.寄付金は、1 口 5,000 円とする。

第 3 条 記念事業にかかる寄付は、そのつど記念事業寄付委員会（以下、実行委員会という）を設けて、募集することとする。

2.実行委員会は、理事会において委嘱する。

◇入会前受金に関する細則

第 1 条 本会の会則第 8 条に規程する会費を納入するための前受金として、職業能力開発総合大学校に入学した者から会費相当額を徴収する。

2.その者が何等かの理由により卒業に至らない場合は、前受金を返還するものとする。

第 2 条 前受金は、その者の卒業時に会費として本会計に繰り入れるものとする。

◇滄水会賞授与要領

1. 趣旨

職業能力開発総合大学校の同窓会である滄水会は、創立以来 30 周年を迎えた。これを機に滄水会は、後進に「科学・技術・技能」の三位一体の職業大魂をさらに一層醸成することを期待するとともにその成果を評価すべく、「滄水会賞」（以下会賞という。）を設けこれを授与するものとする。

2. 受賞対象者

職業能力開発総合大学校の総合課程 4 学年在籍者で、将来、社会において大いに貢献が期待される者を対象とし、各専攻 1 名以上にこれを授与する。

3. 推薦基準

- (1) 各専攻からそれぞれ 1 名以上の推薦を受ける。ただし、該当者なしの場合もあり得る。
- (2) 推薦を受ける者は次の各号のいずれかに該当すること。

①人物および学業が優秀であること。

②一芸に秀でていること。

4. 会賞候補者受付期間

会賞候補者の受付期間を毎年 12 月 15 日から 12 月 31 日までとする。

5. 審査委員会

- (1) 会賞候補者を厳正に審査するための審査委員会を置く。
- (2) 審査委員会の運営要領については、別に定める。

6. 会賞

会賞は、賞状および副賞とする。

7. 会賞授与

会賞は、毎年度当該課程の卒業式当日、滄水会会長から授与する。

8. その他

この要領は、平成 8 年 1 月 1 日から実施する。

平成 23 年 9 月 10 日一部改正

平成 26 年 10 月 18 日一部改正

◇滄水会賞授与審査委員会運営要領

1. 構成

滄水会関係者（会長、副会長）と職業能力開発総合大学校関係者（校長、副校長、学生部長）で構成する。

2. 審査

審査委員会は、各専攻から受けた被推薦者が会賞授与要領の「3. 推薦基準」に適合しているかを厳正に審査する。

3. 審査日

審査委員会を毎年 2 月初旬に開催する。

4. 審査基準

- (1) 審査の上、各専攻から 1 名以上選考することを原則とする。
- (2) 卒業が確実に見込まれる者であること。

◇職業能力開発総合大学校表彰に係る滄水会推薦要領

1. 趣旨

この要領は、職業能力開発総合大学校表彰規則（平成 27 年 12 月 16 日制定）第 3 条第 1 項第 1 号、2 号及び 3 号の規定に基づき、卒業生の表彰について滄水会として必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

この要領は、表彰に係る滄水会からの推薦について公正かつ円滑に行うとともに、職業大の発展、名誉や信用の向上に寄与した卒業生の功績をたたえることで、母校愛の涵養 につながることを目的とする。

3. 表彰の名称

表彰の名称は次のとおりとする。

(1)職業能力開発総合大学校栄誉賞

(2)職業能力開発総合大学校卒業生功労賞

(3)職業能力開発総合大学校卒業生奨励賞

4. 推薦対象

表彰の推薦対象は、滄水会会則（昭和43年9月16日制定）第3章に定める正会員かつ会費を納めた者とする。

5. 推薦基準

表彰対象者の推薦基準は別に定める。

6. 推薦方法

滄水会会則第4章に定める滄水会役員は、前条の推薦基準に該当すると認められる表彰対象者を、その事績が生じた都度、役員の推薦を受けた推薦書（別記様式）により、滄水会事務局に申請できる。滄水会事務局は滄水会理事会の議を経て、受賞するに相応しいと認められた者を、滄水会の推薦候補者としてすることができる。

7. 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、職業能力開発総合大学校表彰規則第5条に定める方法（職業能力開発総合大学校の評議会の議を経る）により被表彰者の決定を行う。

8. 表彰

表彰は、職業能力開発総合大学校表彰規則第6条の他に、滄水会会長が副賞を授与することにより行う。

9. 改廃

この要領の改廃は、滄水会理事会の議により行う。

10. その他

この要領は、平成29年10月14日から実施する。

5. 事業方針（案）

総務関係

- ①運営費の管理及び増資の検討（寄付金等のあり方検討も含む）
- ②滄水会賞に関する審査会等の運営
- ③理事会及び部門調整会議の運営
- ④通常総会及び臨時総会の運営

組織関係

- ①「連絡員」を活用して、滄水会活動に関わる情報発信・情報収集の支援
- ②各期・各科の「連絡員」の整備を進め、「連絡員」の配置率の向上
- ③各支部の活動状況の把握と連絡の強化

名簿管理関係

- ①個人情報保護法に従い適切な会員情報の管理及び更新
- ②滄水会名簿の発行
- ③個人情報保護法に伴う「滄水会名簿」のあり方の検討
- ④「不明者リスト」掲載会員数の削減

企画関係

- ①職業大在校生と同窓生の交流が活発になるようなイベントの企画及び運営

広報部門関係

- ①滄水会ニュースの発行（31号、32号、33号）
- ②滄水会ホームページの運営・管理
- ③滄水会ホームページによる情報発信
- ④各イベントの記録

国際部門関係

- ①メーリングリストを使った海外在住同窓生への情報発信
- ②インターネットを使った海外在住同窓生との交流の活発化

6. 予算（案）

予算（案）		
【収入の部】		
2020年10月1日～2023年9月30日 (単位:円)		
項目	予算額	備 考
前期からの繰越	13,508,629	
終身会費	3,200,000	新入会員(令和2年度卒業生～令和4年度卒業生)等
維持寄付(会員より)	500,000	
滄水会名簿代金	4,200,000	滄水会名簿2020年版
雑費	16,537	利息等
合計	21,425,166	
【支出の部】		
項目	予算額	備 考
総会費	100,000	2020年度 職業能力開発総合大学校開催
会員データベース更新・管理費	600,000	会員データの修正、新規会員の登録等(200,000×3年間)
新入生入会案内	100,000	令和3年度新入生～令和5年度新入生用振込用紙及び封筒作成費用
滄水会ニュース	2,000,000	滄水会ニュース(31号～33号)印刷代及び送付代(総会案内を含む)
滄水会賞費	1,000,000	受賞者記念品、審査委員会等
事務費	400,000	事務用品、事務補助費等
通信費	200,000	郵便料金、オンライン会議費等
会議費	100,000	理事会等
部門活動費	600,000	各部門活動費
ホームページ管理費	400,000	令和2年～令和4年分(60,000円×3年)、デジタル化推進費等
滄水会名簿発行費	4,000,000	滄水会名簿2020年版
雑費	200,000	慶弔費、口座徴収料負担等、振込手数料、学園祭寄付
次期繰越	11,725,166	
合計	21,425,166	
※2008年以降、懇親会費の項目は削除。懇親会費で残が出た場合には、一般会計収入の部の雑費に計上することとした。		
【特別会計 滄水会基金】		
【収入の部】		
収入の部		
項目	予算額	備 考
前期からの繰越	14,122,963	
雑費	3,432	受取利息
一般会計より振替	0	
合計	14,126,395	
【支出の部】		
支出の部		
項目	予算額	備 考
支出	0	
合計	0	